

沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例

令和5年4月1日条例第15号

改正 令和7年9月8日条例第2号

沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例をここに公布する。

沖縄県北部医療組合病院事業の設置等に関する条例

(病院事業の設置)

第1条 地域住民の健康保持に必要な医療及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅介護支援を提供するため、沖縄県北部医療組合病院事業（以下「病院事業」という。）を設置する。

(経営の基本)

第2条 病院事業は、常に企業の経済性を發揮するとともに、公共の福祉を増進するよう運営しなければならない。

2 病院事業において設置する病院（以下「病院」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
公立沖縄北部医療センター	名護市

(重要な資産の取得及び処分)

第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第33条第2項の規定により予算で定めなければならない病院事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件2万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第243条の2の2第8項の規定により、病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第5条 病院事業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき、条例で定めるものは、

負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が7,000万円以上のもの及び法律上沖縄県北部医療組合（以下「組合」という。）の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が300万円以上のものとする。

（会計事務及び決算の処理）

第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、病院事業の出納その他会計事務及び決算に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

（業務状況説明書類の作成）

第7条 管理者は、病院事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（1）事業の概況

（2）経理の状況

（3）前2号に掲げるもののほか、病院事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、管理者は、速やかにこれを作成しなければならない。

（指定管理者による管理）

第8条 第2条第2項の規定により設置される病院の管理は、自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって管理者が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務）

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）病院における診療及び検診に関する業務

（2）病院の施設及び設備の維持管理に関する業務

（3）前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第10条 第8条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添えて、管理者に提出しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第11条 管理者は、前条の規定により提出された事業計画書等その他必要な事項を調査し、次に掲げる基準に照らして最も適切に病院の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 病院の管理を安定して行う能力を有するものであること。

(2) 良質な医療を提供する能力を有するものであること。

(3) 病院の効用を最大限に発揮する能力を有するものであること。

2 管理者は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 管理者は、自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、その旨を告示しなければならない。

(協定書の締結)

第12条 指定管理者の指定を受けた団体は、規則で定めるところにより、指定管理の指定期間の開始前までに管理者と病院の施設の管理に関する協定を締結するものとする。

(利用料金等)

第13条 病院を利用する者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金の額は、沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）第10条及び第11条の規定の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。この場合において、同条例別表第3中「局長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも同様とする。

4 管理者は、前項の承認をしたときは、これを告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるとときは、利用料金を減額し、

又は免除することができる。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年9月8日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。